

2018年12月

お客様各位

### 2019年度日科技連セミナー等事業の参加費の消費税率について

2019年度（2019年4月～2020年3月）は消費税転嫁対策措置法の総額表示義務の特例により税抜価格を表示させていただいております。

**消費税増税が実施された場合は、各セミナー等の終了日が2019年9月30日までは8%、2019年10月1日以降は10%の消費税を税抜価格とあわせて請求させていただきます。**

なお、**通信教育、eラーニングについては、消費税の経過措置（通信販売）の対象となります。申込み日が2019年9月30日までは8%、2019年10月1日以降は10%の消費税を税抜価格とあわせて請求させていただきます。**

#### 【セミナーの例】

開催日の例	消費税率
4月15日	8%
[前期] 4月15日 [後期] 10月15日	10%
[第1月] 4月15日 [第2月] 6月17日 [第3月] 8月19日 [第4月] 10月15日	10%

#### 【通信教育、eラーニングの例】

申込み日の例	消費税率
4月15日	8%
9月30日	8%
10月1日	10%

ご不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

一般財団法人日本科学技術連盟 経理グループ TEL：03-5990-5284